

平成 16 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 36 号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 4 号シの規則で定める施設)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号シの規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 35 条第 3 項の届出をしていないもの又は同条第 4 項の認可を受けていないもの（同法第 58 条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）
- (2) 生活支援ハウス（高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設をいう。）
- (3) 身体障害者通所ホーム（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定に基づき身体障害者更生援護施設の入所者であって、収入の状況及び日常生活能力等からみて自活することが可能なものに対し、独立した生活を営ませその自立の促進を図ることを目的として設置された施設をいう。）
- (4) 身体障害者福祉工場（重度の身体障害者であって、作業能力はあるものの、職場の設備・構造、通勤時の交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難なものを職場と与え、生活指導と、健康管理のもとに健全な社会生活を営ませることを目的として設置された施設をいう。）
- (5) 知的障害者福祉工場（知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないものを雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的として設置された施設をいう。）

(条例第 2 条第 10 号の規則で定める衛生上危害を生じるおそれのないもの)

第 3 条 条例第 2 条第 10 号の規則で定める衛生上危害を生じるおそれのないものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 6 項に規定する専用水道又は同条第 7 項に規定する簡易専用水道から供給を受ける水のみを利用する施設のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
- (2) 水道水及び前号に規定する水以外の水であって、水道法第 20 条第 1 項又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する水質検査を実施し、水道法第 4 条の規定による水質基準に適合していると認められるもの（以下「飲用可能水」という。）のみを利用する施設のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
- (3) 水道水、第 1 号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設（水道水のみを利用する施設並びに第 1 号及び前号に規定する施設を除く。）のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
- (4) 水道水、第 1 号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設のうち、原湯又は原水を浴槽水として使用する時間が 3 時間を超えず、かつ、使用後当該浴槽水を完全に排水し、その都度清掃するもの

(条例第 3 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める場合等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 浴槽の容量に比して浴槽に直接注入される原湯又は原水が著しく多く条例第 3 条第 1 項第 6 号に規定する遊離残留塩素濃度を確保することができない場合
- (2) 原湯又は原水の性質により塩素系薬剤を使用できない場合
- (3) 原湯又は原水の pH 値が高く塩素系薬剤を使用することが有効でない場合

2 条例第 3 条第 1 項第 6 号の消毒を要する場合は、消毒以外の方法によっては同項第 8 号の規則で定める基準に適合しない場合とする。

(条例第 3 条第 1 項第 8 号の規則で定める基準)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項第 8 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準によることが困難であり、かつ、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 13 条第 1 項の規定による温泉の利用の許可を受けている場合その他衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めた場合は、第 1 号の表のアからエまでの項並びに第 2 号の表のア及びイの項の基準の全部又は一部を適用しない。

- (1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準のいずれにも適合すること。

	区 分	基 準	検 査 方 法
ア	色度	5 度以下であること。	比色法又は透過光測定法